

17 公益財団法人宮城県腎臓協会



1 基本情報

所在地	多賀城市鶴ヶ谷一丁目4-1			出資等の状況	第1位	宮城県	200,000 千円 (39.6%)
代表者	理事長 吉永 馨	設立	昭和57年4月3日		第2位	仙台市	100,000 千円 (19.8%)
電話	022-361-3696	ファックス	022-361-3697		第3位	仙台市以外の市町村	75,000 千円 (14.8%)
団体分類	自立支援団体	県主務課	保健福祉部 薬務課		第4位	千円 ()	
県出資額・割合	200,000 千円 (39.6%)	ホームページ	http://www.miyajin.or.jp		第5位	千円 ()	
設立目的(定款等)	宮城県において、血液浄化法、腎・尿路疾患の予防と治療及び腎移植に関する知識の普及啓発を行うとともに、腎移植に関する研究及び腎移植のための諸条件の整備並びにそれに対する援助を行うことにより、県民の医療向上に資し、もって健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。				その他	民間・団体等ほか	130,648 千円 (25.8%)
					出資等総額	505,648 千円	

2 主な事業内容

	事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
事業1	腎バンク事業及び臓器移植コーディネーター事業	6,666 (74.6%)	6,803 (48.0%)	8,505 (45.0%)	血液浄化法及び腎移植に関する普及啓発、腎臓提供者の登録
事業2	腎不全対策事業	844 (9.4%)	4,391 (31.0%)	2,962 (15.7%)	腎不全に関する調査、腎不全医療従事者の教育及び訓練
事業3	研究助成	1,429 (16.0%)	2,985 (21.0%)	7,415 (39.3%)	血液浄化法及び腎移植に関する研究助成
その他の事業		(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
全体事業費		8,939	14,179	18,882	指定管理者

3 公社等の公益的使命と県が期待する役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
腎臓病患者は、全国的にも成人の8人に1人と言われ、透析患者も34万人強と増えている。このような状況で県民への腎臓病の予防と早期治療について啓発を行い、また人工透析に関する知識の普及、及び健康保険証・運転免許証の裏面への臓器提供意思表示記入促進に関する普及及び啓発を行い移植医療の適正な推進に努めていくことは最重要課題である。このための活動を行うことにより県民の医療向上に資し、もって福祉の増進に寄与することを目的としている。	医療機関及び医療従事者に対し、情報提供及び研修会等の開催により、腎移植をはじめとする臓器移植への理解を求めていくこと。腎臓病患者に対し、講演会・研修会等の開催により、適正な治療方法の周知と情報提供をしていくこと。腎不全予備疾患及び腎不全に関する調査の実施により、医療側及び患者側に対し効率的な医療の推進に関する情報を提供し続けていくこと等が期待される。

4 評価

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 上記3への対応	新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、これまで中止や縮小を余儀なくされた腎バンク登録及び臓器移植に係る普及啓発事業について、コロナ以前の従来の形態で実施することができた。また、情報提供を広く行うため、教育関係者とのネットワークを構築するなど新たな活動もできた。	透析医療や移植医療を対象とした研修会等を通じて、医療従事者の資質向上を図るとともに、県民向け臓器移植等の普及啓発や新たに教育関係者とネットワークを構築し情報提供を行う等、当協会が果たす役割は非常に重要である。	
ロ 組織運営の健全性 ※1	経理担当職員(パート職員)を雇用するとともに、税理士に税務顧問及び会計顧問を委嘱し、計算書類に係る定期的チェックの実施を図る等、財務運営の改善及び適正化に努めている。	健全で自立的な組織運営のため、税理士による会計指導及び定期的チェックを続けるとともに、会計業務に精通した職員の雇用継続を望む。	A
ハ 財務の健全性 ※1	受取寄付金の減収傾向にある。基本財産受取利息については、ここ2か年度同水準額を確保しており堅調と言えるが、今後投資有価証券の金利動向を見極め、必要により運用方法を見直すなどともありうる。	効果的な事業運営を図るため、安定的な収益確保及び事務経費の効率化等への取組や改善が求められており、適宜確認を行う。	B
総合評価・今後の方向性と課題	協会の活動について、多くの県民から理解を得るため、普及啓発活動をほぼ順調に行った。今後は、さらに他の団体と関係を密にするなどして、協会の活動や事業の現状等を情報発信できる機会を増やしていく。そのことが、受取寄付金の減少傾向に歯止めをかけられるものと考えている。	効率的な組織運営のため、収入確保及び適正な経費執行を図るとともに、事務局の体制強化が継続されるよう、必要な助言等を行う。	総合評価 B

※1 上記ロ及びハにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

5 経営状況（単位：千円）

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
貸借対照表	資産合計	550,438	552,468	549,169	△ 3,299
	流動資産	34,361	28,391	27,092	△ 1,299
	固定資産	516,077	524,077	522,077	△ 2,000
	うち基本財産	513,077	513,077	513,077	0
	負債合計	706	3,710	1,195	△ 2,515
	流動負債	706	3,710	1,195	△ 2,515
	固定負債	0	0	0	0
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	549,732	548,758	547,974	△ 784
	指定正味財産	505,648	505,648	505,648	0
一般正味財産	44,084	43,110	42,326	△ 784	
正味財産増減計算書	経常収益	28,312	27,651	33,244	5,593
	うち事業収益	6,968	6,783	7,763	980
	経常費用	22,984	28,625	34,028	5,403
	うち管理費	14,045	4,243	4,315	72
	評価損益等調整前当期経常増減額	5,328	△ 974	△ 784	190
	当期経常増減額	5,328	△ 974	△ 784	190
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	5,328	△ 974	△ 784	190
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	5,328	△ 974	△ 784	190	
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	5,949	5,965	6,257	292
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	5,949	5,965	6,257	292
	総収入 ※3	28,312	27,651	33,244	5,593
	総収入に対する補助金等割合	21.0%	21.6%	18.8%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 (なお、非公募で指定管理者となった団体が利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

6 主な経営指標

評価項目	算式等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減(R5-R4)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	99.9%	99.3%	99.8%	0.5%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	4867.0%	765.3%	2267.1%	1501.8%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	18.8%	-3.5%	-2.4%	1.1%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	49.6%	15.3%	13.0%	-2.3%

7 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績)	令和6年度 (6月末現在)	令和5年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤(うち県退職者)	0(0)	0(0)	0(0)	常勤役員				
	非常勤(うち県退職者)	17(1)	17(1)	18(1)	平均年齢(歳)	—			
職員	常勤職員(※4)	3	4	3	平均年収 (千円)	—			
	プロパー職員	2	3	2	常勤職員(プロパー)				
	県退職者	1	1	1	平均年齢(歳)	51.0			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	2,762			
	その他の派遣職員	0	0	0					
上記以外の職員(※5)	1	2	1						
障害者雇用の状況(※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	—	雇用障害者数	—	実雇用率	—%	不足数	—

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県退職者、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

17 公益財団法人宮城県腎臓協会

1 組織運営の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	経営方針	経営方針を明確にし、職員に周知しているか。 〔指標〕 ✓経営方針の職員等への周知の有無	①周知している。	①	1
			②周知していない。	0	
2	組織体制	経営幹部へ民間等経験者を含む多様な人材を登用しているか。 〔指標〕 ✓役員に民間企業等出身者を登用・配置の有無	①登用している。	①	1
			②登用していない。	0	
	人材育成の取組を行っているか。 〔指標〕 ✓人材育成や内部登用、独自の人材確保の取組の有無	①行っている。	①	1	
		②行っていない。	0		
DX推進に向けた体制を整備しているか。 〔指標〕 ✓DXについて検討・推進を行う部署の設置又は担当者の配置の有無	①設置又は配置している。	1	0		
	②設置又は配置していない。	②			
3	内部統制	必要な業務規程を整備しているか。 〔指標〕 ✓右欄に掲げる業務規程等の整備状況	①8項目以上整備	1	0
			②8項目未満整備	②	
			就業規則	■	
			役員報酬規程	■	
			職務分掌規程	■	
			会計規程	■	
			契約規程	□	
			決裁規程	■	
			給与規程	■	
			退職手当規程	■	
			施設等管理規程	□	
			業務継続計画（BCP）	□	
			実効的な外部監査を受けているか。 〔指標〕 ✓公認会計士・税理士の関与の有無	①公認会計士・税理士による監事（監査役）監査の実施又は監査法人による監査の実施。	
②公認会計士・税理士による定期的な指導を受けている。	①				
③公認会計士・税理士による関与はない。	0				

2 財務の健全性に関する指標

No.	項目	評価内容	評価		
1	採算性 経常的な活動は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：経常増減額 ✓損益計算書：経常損益 ✓収支計算書：事業収入-(事業費+管理費)	① 3期連続黒字（増加）	3	1	
		② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2		
		③ 当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	①		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	事業活動全体は赤字傾向にないか。 〔指標〕 ✓正味財産増減計算書：正味財産増減額 ✓損益計算書：純利益（損失） ✓収支計算書：収支差額	① 3期連続黒字（増加）	3	1	
		② 当期黒字（増加） 又は 当期赤字（減少）かつ2期黒字（増加）	2		
		③ 当期赤字（減少）かつ1期黒字（増加）	①		
		④ 3期連続赤字（減少）	0		
	累積欠損金はないか。 〔指標〕 ✓公益法人会計：正味財産合計-出資等合計 ✓企業会計：利益剰余金	① 当期 ≥ 0（累積欠損金なし）	②	2	
		② 当期 < 0（累積欠損金あり）	0		
	2	安全性 財務は安定しているか。 〔指標〕 正味財産(自己資本)比率の状況 ✓正味財産合計（純資産）÷資産合計×100	① 当期 ≥ 30%	②	2
			② 当期 < 30%	0	
借入金に依存していないか。 〔指標〕 借入金依存度の状況 ✓（短期借入金+長期借入金）÷資産合計×100		① 当期 ≤ 正味財産（自己資本）比率、借入金なし	①	1	
		② 当期 > 正味財産（自己資本）比率	0		
十分な支払能力を維持しているか。 〔指標〕 流動比率の状況 ✓流動資産÷流動負債×100		① 当期 ≥ 100%	①	1	
		② 当期 < 100%	0		
合計（12点満点）				8	

団体による自己評価 （概況、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
受取寄付金の減収傾向にある。基本財産受取利息については、ここ2か年度同水準額を確保しており堅調と言えるが、今後投資有価証券の金利動向を見極め、必要により運用方法を見直すなどこともありうる。	効果的な事業運営を図るため、安定的な収益確保及び事務経費の効率化等への取組や改善が求められており、適宜確認を行う。	B

＜参考指標＞
合計点が 10～12点の場合：A（概ね良好） 6～9点の場合：B（改善の余地あり） 3～5点の場合：C（改善措置が必要） 0～2点の場合：D（大いに改善措置が必要）